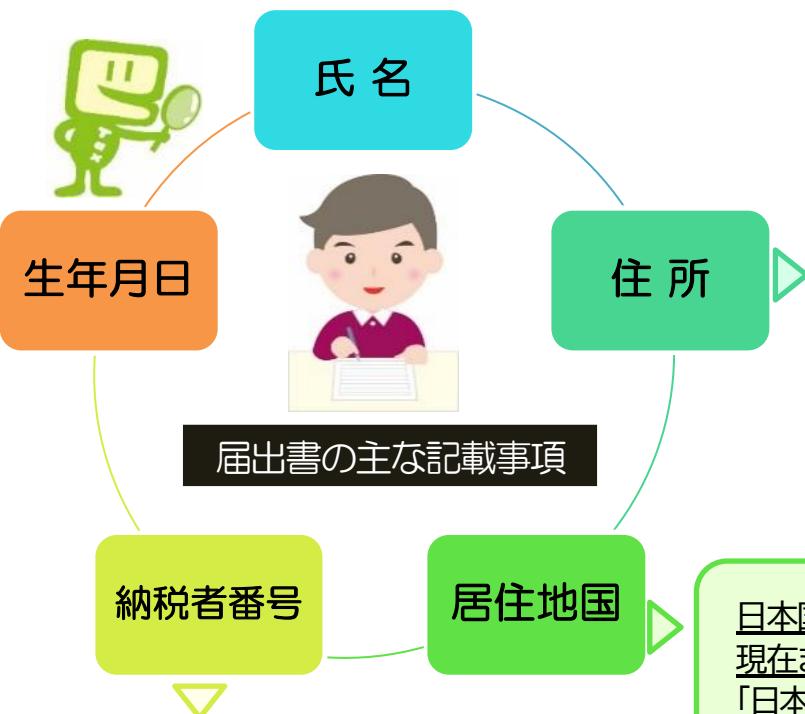


非居住者に係る暗号資産等取引情報の自動的交換のための報告制度により、令和8年（2026年）以後、個人（居住者・非居住者）の方は暗号資産等取引を行う場合等に、暗号資産交換業者等に居住地国等を記載した届出書を提出することが求められています！

届出書記載のポイント（個人の方向け）



居住地国においてご自身の納税者番号がある場合、
納税者番号（※）は法定の記載事項です！
(※) 外国の納税者番号に限ります。

★各国・地域の納税者番号制度★

詳しくは、以下のウェブサイトで確認！

OECD ポータルサイト 「各国・地域の納税者番号制度」

<https://www.oecd.org/en/networks/global-forum-tax-transparency/resources/aeoi-implementation-portal/tax-identification-numbers.html>



国税庁ホームページ 「各国・地域の納税者番号制度に関する情報」

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/crs/pdf/nouzeibangou.pdf>



届出書に記載の住所と居住地国の一般的な関係は、以下のとおりです。

住所	居住地国
外 国	その外国
日 本	日 本

居住地国が外国の方⇒
氏名・住所は英文表記してください。

日本国内に住所を有する場合、又は、日本国内に現在まで引き続いて1年以上住所を有する場合、「日本」は居住地国に該当します。

⇒ 一般的には、本人確認書類等(例:在留カード)の住所が日本国内の場合、「日本」は居住地国に該当すると考えられます。

住所の所在する国と居住地国とが異なる場合、その事情の詳細を、届出書に必ず記載する必要があります。

★居住地国の判定★

* 外国や日本の法令等に基づいてそれらの国・地域の税制上の居住者に該当する場合、それらの国・地域が居住地国となります。

詳しくはこちら



○ 国税庁ホームページ リーフレット

「～暗号資産等取引を行う方～へ～暗号資産交換業者等との間で暗号資産等取引を行う際は、居住地国等を記載した届出書の提出が必要です！」

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/carf/pdf/seidogaiyo_05.pdf

★暗号資産交換業者等へ提出する届出書は、2種類あります！

(1) 令和8年（2026年）1月1日以後、新たに暗号資産交換業者等と暗号資産等取引を行う方 又は 令和7年12月31日において、暗号資産交換業者等と暗号資産等取引をしている方 ⇒ **新規届出書**

(2) 提出済の届出書に記載した居住地国等に異動が生じた方 ⇒ **異動届出書**



国税庁 CARF コーナー



国税庁
令和7年12月